

子ども・子育て支援事業計画の 「量の見込み」の見直しについて

1. 教育・保育施設の見直しの要否の基準

下記に該当する場合は、計画の見直しが必要となります。

- ①平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合。
- ②平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合

2. 教育・保育施設の見直しの手順

平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値と、計画時の量の見込みを、提供区域（7つの中学校区）ごとに算出します。

<1号認定子どもの実績値>

- ・1号認定子どもの認定数
- ・私立幼稚園の利用数

<2・3号認定子どもの実績値>

- ・2・3号認定子どもの認定数
- ・認定を受けていない認可外保育所利用者数

1号認定子ども	教育を必要とする、3歳児から5歳児の子ども
2号認定子ども	教育・保育を必要とする、3歳児から5歳児の子ども
3号認定子ども	保育を必要とする、0歳児から2歳児の子ども

3. 教育・保育施設の中間年における「量の見込み」の見直しの考え方

見直しにより、「実績値」と「量の見込み」にかい離がある場合、以下の要因がどれだけ影響しているかを精査します。

- ①推計時に想定できなかった事情により、児童数自体が増大している。
「推計児童数」を見直します。その場合、社会増減（転入数 - 転出数）によるものなのか、自然増減（出生数 - 死亡数）によるものかを分析します。
- ②推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっている
「平成28年4月時点における子どもの数に占める、支給認定子どもの割合（以下「支給

認定割合」とする)」を算出します。

4. 支給認定割合の補正の考え方

支給認定割合の補正については、平成 27 年度・平成 28 年度のトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえます。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向等に留意します。

<1号認定子ども>

女性の就業増加によって、従前幼稚園を利用していた層が保育所等の利用を希望する場
合があることに十分留意の上、地域の実情等を踏まえた適切な補正を行います。

補正後の1号認定子どもの割合

$$(1号認定子どもの実績値 - 女性の就業増加に伴う補正值) \div 子どもの数$$

<2・3号認定子ども>

保育認定事由ごとの増減を分析し、かい離が生じた要因となっている保育認定事由を把
握します。

○かい離の要因となっている保育認定事由が、就業及び求職活動、育児休業である場合は、
補正を行います。

○かい離の要因となっている保育認定事由が、妊娠・出産など、個々人で見れば一時的な
要因であっても、地域の中で一定の割合で継続的に存在しうる要因については、その傾
向を分析し、補正を行います。

補正後の2・3号認定子どもの割合

$$(2・3号認定子どもの実績値 + 認定事由に基づく補正值) \div 子どもの数$$

あらたな「量の見込み」の計算式

$$\begin{aligned} & \text{「見直し後の推計児童数」} \times \text{「支給認定子どもの割合」} \\ & = \text{「見直し後の量の見込み（人）」} \end{aligned}$$

5. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて、地域子ども・子育て支援事業の
「量の見込み」についても見直します。